

1 命令等の題名

古物営業法施行規則の一部を改正する規則

2 根拠となる法令の条項

古物営業法第15条第1項第4号及び第30条

3 改正の概要

- (1) 規則第15条第3項第4号に掲げる措置において古物商が相手方から送付を受けるべき書類の一つとして、「戸籍の謄本若しくは抄本（戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。）」に代わり、「戸籍の附票の写し」を規定することとする。
- (2) 別記様式第15号及び第16号の備考中「自動車検査証に記載された」を「自動車検査証に記載され、又は記録された」に改正することとする。

4 施行期日

公布の日から施行する。